

調査編
第 19 章 急傾斜地調査
目 次

第 1 節	総説	1
第 2 節	急傾斜地の崩壊防止のための調査.....	1
2. 1	総説.....	1
2. 2	基本調査.....	1
2. 2. 1	資料調査	1
2. 2. 2	現地調査	1
2. 3	地盤調査.....	1
2. 3. 1	サウンディング.....	2
2. 3. 2	ボーリング調査.....	2
2. 3. 3	土質試験	2
2. 3. 4	急傾斜地の挙動調査.....	2
第 3 節	環境調査.....	2
3. 1	総説.....	2
第 4 節	崩壊斜面等調査.....	2
4. 1	総説.....	2
第 5 節	急傾斜地経済調査.....	3
5. 1	総説.....	3

令和 5 年 5 月 版

第19章 急傾斜地調査

第1節 総説

第2節 急傾斜地の崩壊防止のための調査

2. 1 総説

<標準>

急傾斜地の崩壊防止のための調査は、施工対象範囲の設定や概略工法の選定を行う基本調査と、急傾斜地崩壊防止工事の計画・設計・施工の基礎資料を得るために行う地盤調査を行うことを標準とする。

個々の調査の内容を以下に示す。

1) 基本調査—資料調査、現地調査

調査結果の適用：施工対象範囲の設定、地盤調査計画の立案、概略工法の決定、機構解析等

2) 地盤調査—サウンディング、ボーリング調査、土質試験等

調査結果の適用：対策工の設計・施工の検討、機構解析等

急傾斜地の崩壊発生後の災害調査は、第10章 災害調査に即して実施することを標準とし、調査の細部については、本章第4節 崩壊斜面等調査等によるものとする。

2. 2 基本調査

<標準>

基本調査は、資料調査及び現地調査を標準とする。

2. 2. 1 資料調査

<標準>

資料調査は、大地形、微地形、土質、地質、植生、水文状況、土地利用を主要着眼点とすることを標準とする。

2. 2. 2 現地調査

<標準>

現地調査は、対象となる急傾斜地の崩壊形態を想定し、地盤調査計画の立案や測量範囲等を決定するための地形調査、地質調査、湧水調査、植生調査、周辺を含む崩壊履歴の調査、地元市町村・住民等からの崩壊履歴の聞き取り、保全対象調査等を行うこととし、この内、地質構造と湧水調査については、特に留意して実施することを基本とする。

なお、0次谷を含む谷地形がある場合には、土石流対策の観点からの調査も併せて検討する。また、地すべり・雪崩のおそれがある場合には、地すべり・雪崩に関する調査も併せて検討する。

2. 3 地盤調査

<標準>

地盤調査は、サウンディング・ボーリング調査・土質試験・物理探査等の調査があり、崩壊特性や地盤条件を的確に把握するために有効な調査手法を用いることを標準とする。特に、地下水が崩壊誘因となる場合や、複雑な水文地質構造の解明が対策工の設計に必要な場合は、ボーリング調査や地下水調査を中心とした立体的な地盤調査を行うことを標準とする。

2. 3. 1 サウンディング

＜標準＞

サウンディングは、簡易貫入試験（簡易動的コーン貫入試験、土研式簡易貫入試験、表層構造調査用の簡易貫入試験等）・標準貫入試験・スクリーウエイト貫入試験等があり、調査実施の要否、種類の選択、調査密度は急傾斜地の状況（対象土質、強度範囲、探査深度、作業性等）に応じて判断することを標準とする。

2. 3. 2 ボーリング調査

＜標準＞

ボーリング調査は、土質試験用試料の採取、標準貫入試験・透水試験等の原位置試験、地下水位測定等が含まれ、調査実施の要否、調査密度は急傾斜地の状況（対象土質、強度範囲、調査深度、作業性等）に応じて判断することを標準とする。

2. 3. 3 土質試験

＜標準＞

地盤の諸性質の把握が必要な場合には、土質試験を行うことを標準とする。また岩石の性質が崩壊の要因となるような場合には、岩石の諸性質の試験を行うことを標準とする。

2. 3. 4 急傾斜地の挙動調査

＜標準＞

急傾斜地の挙動調査は、急傾斜地の変動が予想される場合に伸縮計等を設置するなどして行うことを標準とする。

第3節 環境調査

3. 1 総説

＜標準＞

環境調査は、社会環境調査・自然環境調査からなり、環境特性を把握するため、既存資料の収集・現地調査・調査結果の整理分析等を実施することを標準とする。

第4節 崩壊斜面等調査

4. 1 総説

＜標準＞

崩壊斜面等調査は、がけ崩れの発生形態と発生要因を把握するための調査として、崩壊前後の地形、崩壊の発生時刻、雨量、崩壊の規模（崩土の到達距離、崩壊の深さ、堆積形状と堆積深等）を把握するとともに、崩れ残った斜面の縦断方向を観察して状況を記録する（写真等）ことを標準とする。また、がけ崩れの発生時間帯と土砂災害警戒情報の発表状況等の雨量指標との関係について整理するとともに、崩壊土砂の到達範囲と、土砂災害警戒区域等の指定範囲との関係について整理することを標準とする。

がけ崩れによる被災実態を把握するための調査として、崩壊の規模（上述）、被害が生じた家屋等の位置や被災形態を把握する。

なお、これらの調査はがけ崩れ発生後現地の安全が確認されてから速やかに実施し、降雨等により安全の確保が困難と想定される場合は一時中断する。

第5節 急傾斜地経済調査

5. 1 総説

<標準>

急傾斜地経済調査は、急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル（案）等に従って実施することを標準とする。